

## 議案第 8 号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成 1 1 年条例第 2 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

### 提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴い、新たに市が審査の事務を行うこととなる同法の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査についての手数料を新設するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(111)まで（略）	（略）	（略）
<u>(112)から(125)まで</u> （略）	（略）	（略）
<u>(126) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)に基づく事務のうち、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年茨城県条例第44号)に規定する事務</u>	（略）	（略）
<u>(127)から(136)まで</u> （略）	（略）	（略）

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(111)まで（略）	（略）	（略）
<u>(112) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく事務のうち、茨城県知事の権限に</u>	<u>宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査申請手数料</u>	<u>盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のときは2,700円, 3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは</u>

<u>属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年茨城県条例第44号)に規定する事務</u>		<u>5,400円, 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは10,800円, 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは21,600円, 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のときは37,800円, 100,000平方メートルを超えるときは54,000円</u>
<u>(113)から(126)まで</u> (略)	(略)	(略)
<u>(127)</u> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)に基づく事務のうち、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する事務	(略)	(略)
<u>(128)から(137)まで</u> (略)	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。